

コーポレートガバナンスガイドライン

平成27年12月24日 制定

平成30年12月20日 改定

ミサワホーム株式会社

目 次

序 章 …… 2

第1章 株主の権利・平等性の確保 …… 3

基本原則1

- 原則1-1. 株主の権利の確保 …… 3
- 原則1-2. 株主総会における権利行使
- 原則1-3. 資本政策の基本的な方針 …… 4
- 原則1-4. いわゆる政策保有株式
- 原則1-5. いわゆる買収防衛策 ……5
- 原則1-6. 株主の利益を害する可能性のある資本政策
- 原則1-7. 関連当事者間の取引

第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働 …… 6

基本原則2

- 原則2-1. 中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定 …… 6
- 原則2-2. 会社の行動指針の策定・実践
- 原則2-3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題 …… 8
- 原則2-4. 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保
- 原則2-5. 内部通報
- 原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

第3章 適切な情報開示と透明性の確保 …… 9

基本原則3

- 原則3-1. 情報開示の充実 …… 9
- 原則3-2. 外部会計監査人 ……10

第4章 取締役会等の責務 …… 11

基本原則4

- 原則4-1. 取締役会の役割・責務(1) …… 11
- 原則4-2. 取締役会の役割・責務(2) …… 12
- 原則4-3. 取締役会の役割・責務(3)
- 原則4-4. 監査役及び監査役会の役割・責務 ……13
- 原則4-5. 取締役・監査役の受託者責任
- 原則4-6. 経営の監督と執行
- 原則4-7. 独立社外取締役の役割・責務
- 原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用 ……14
- 原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
- 原則4-10. 任意の仕組みの活用
- 原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件
- 原則4-12. 取締役会における審議の活性化 …… 15
- 原則4-13. 情報入手と支援体制
- 原則4-14. 取締役・監査役のトレーニング …… 16

第5章 株主との対話 …… 17

基本原則5

- 原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針 …… 17
- 原則5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表 …… 18

序 章

【本ガイドラインの目的】

本ガイドラインは、平成27年6月に東京証券取引所がコーポレートガバナンス・コードを制定したことを契機に、ミサワホーム株式会社（以下「当社」という）が持続的に成長し、中長期的な企業価値を創出し、株主をはじめとする様々なステークホルダーとの適切な協働を可能にするための、最良のコーポレートガバナンスを実現することを目的とするものである。

【本ガイドラインの位置づけ】

本ガイドラインは、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を示すものである。

当社は、会社法、その他関連法令及び定款をはじめとする各種会社規則とともに本ガイドラインの求める事項を遵守する。

【本ガイドラインの取扱い】

取締役会は、本ガイドラインの実効性、適切性について継続的に検証し、必要に応じて改定を行い、当社ホームページにて公表する。

【本ガイドラインの構成】

本ガイドラインは、東京証券取引所のコーポレートガバナンス・コードに準拠し、「基本原則」「原則」「補充原則」の構成とする。

第1章 株主の権利・平等性の確保

【基本原則 1】

当社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行う。

また、当社は、株主の実質的な平等性を確保する。

少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じないよう、十分に配慮を行う。

詳細は以下の原則、補充原則による。

【原則1-1. 株主の権利の確保】

当社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応を行う。

【補充原則 1-1-①】

取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があったと認めるときは、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応の要否について検討を行う。なお、議決権行使状況は株主総会終了後、原則として3営業日以内にEDINETにて公表する。

【補充原則 1-1-②】

当社は、経営判断の機動性・専門性の確保の観点から株主総会決議事項の一部を取締役に委任することが望ましいと判断する場合は、取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制が整っているか否かを考慮した上で株主総会に提案する。

【補充原則 1-1-③】

当社は、株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることはないよう配慮する。とりわけ、少数株主にも認められている当社及び当社役員に対する特別な権利(違法行為の差止めや代表訴訟提起に係る権利等)については、その権利行使の確保に十分配慮する。

なお、少数株主も含めた株主権行使の手続等については「株式取扱規程」に定め、当社ホームページにて公表する。

【原則1-2. 株主総会における権利行使】

当社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行う。

【補充原則1-2-①】

当社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、

必要に応じ株主総会招集通知等で適確に提供する。

【補充原則1-2-②】

当社は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、株主総会招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつ、株主総会開催日の3週間前に発送するよう努める。

また、株主総会招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議後、株主総会招集通知発送の1週間前にTDnet及び当社ホームページに公表するよう努める。

【補充原則1-2-③】

当社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うよう努める。

【補充原則1-2-④】

当社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、必要に応じて議決権の電子行使を可能とするための環境作りや、株主総会招集通知の英訳を進める。

【補充原則1-2-⑤】

信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合は、当社は、信託銀行等と協議してその対応を検討する。

【原則1-3. 資本政策の基本的な方針】

当社は、継続的且つ安定的な利益還元を経営の重要課題と認識し、自己資本、財務体質の充実度を勘案した上で、業績を加味しながら配当を行うことを利益配分の基本方針とする。

【原則1-4. 政策保有株式】

当社は、取引企業との取引緊密性の確保及び当社が提供する製品・サービスの品質確保の促進を図る等の目的で政策保有株式を保有し、保有の意義が認められなくなった場合、その政策保有株式を縮減する。

また、毎年、取締役会は、個別の政策保有株式について、その保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証するとともに、その内容を開示する。

当社は、政策保有株式に係る議決権を行使する場合は、提案されている議案について、株主価値の毀損がないか、当該企業の価値向上につながるか、当社の保有目的と適合しているかを基準とし、個別に精査したうえで賛否を判断する。

【原則1-4-①】

当社は、当社の株式を政策保有する会社からその株式の売却等の意向が示された場合には、

その売却等を妨げない。

【補充原則1-4-②】

当社は、当社の株式を政策保有する会社との間で、会社や株主共同の利益を害するような取引を行わない。

【原則1-5. いわゆる買収防衛策】

当社が買収防衛の効果をもたらすことを企図して方策をとる場合は、経営陣・取締役会の保身を目的とするものとしなない。

その導入・運用については、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性を検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行う。

【補充原則1-5-①】

当社は、自社の株式が公開買付けに付された場合は、取締役会としての考え方(対抗提案があればその内容を含む)を明確に説明する。

また、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げる措置は講じない。

【原則1-6. 株主の利益を害する可能性のある資本政策】

当社が支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策(増資、MBO等を含む)を行う場合は、既存株主を不当に害することのないよう、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性を十分に検討し、会社法その他関係法令等に基づき適正な手続を確保し、適時開示にて公表するとともに、必要に応じて株主総会、決算説明会等で説明する。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社が当社役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合は、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を「取締役会規程」及び「執行役員規程」にて定め、その手続を踏まえた監視(取引の承認を含む)を行う。その枠組みは以下による。

- (i) 取締役が競業取引、自己取引、利益相反取引を行う場合は、事前に取締役会の承認を得なければならない。また、その取引をした取締役は、当該取引後、遅滞なく取締役会に報告をしなければならない。
- (ii) 執行役員が競業取引、又は利益相反取引を行う場合は、事前に取締役会の承認を得なければならない。
- (iii) 当社が主要株主等と取引を行う場合は、事前に取締役会の承認を得なければならない。

第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

【基本原則2】

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努める。

取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮する。

詳細は以下の原則、補充原則による。

【原則2-1. 中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定】

当社は、自らが担う社会的な責任についての考え方を踏まえ、様々なステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行いつつ中長期的な企業価値向上を図るため、活動の基礎となる以下のコーポレートスローガン及び経営理念を策定し、公表する。

<コーポレートスローガン>

私たちミサワホームグループは「住まいを通じて生涯のおつきあい」という精神のもと、良質の「住まい」を提供し、豊かな社会づくりに貢献します。

<経営理念>

1. 安全・快適で環境を重視した家づくり、街づくりを行います。
2. 法令を遵守し、倫理を重んじて誠実に行動します。
3. 地球全体を視野に入れ、環境保全活動などを行い、社会に貢献します。
4. 企業価値の向上に努め、長期安定的な成長により、ステークホルダーとの共存共栄を実現します。
5. グループ社員が相互に信頼し、協力し合って能力を発揮できる職場をつくります。
6. 適正な財務報告・情報開示と適切なリスク管理を行います。

【原則2-2. 会社の行動指針の策定・実践】

当社は、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理等について、会社としての価値観を示しその構成員が従うべき以下の行動指針を定め、実践する。

取締役会は、行動指針の策定・改訂の責務を担い、これが国内外の事業活動の第一線にまで広く浸透し、遵守されるように、新人研修その他の各種研修の機会を通じ、構成員に対し、行動指針及びコンプライアンスに関する教育並びに啓蒙活動を実施し、それぞれの意識向上、定着を図る。

また、行動指針を構成員向けウェブサイトに掲載する他、行動指針を記載した携行用「コンプライアンスカード」を構成員に配布することにより、その内容の周知徹底を図る。

<行動指針>

1. お客様(消費者)に対して

私たちは、卓越したデザイン・技術により、良質で心のこもった商品・サービスを開発・提供します。

私たちは、誠実で適切な営業活動を行います。

私たちは、わかりやすく正確で適切な表示、情報提供を行い、十分な説明責任を果たします。

私たちは、アフターサービス体制を整備し、迅速で的確に対応します。

私たちは、お客様の個人情報適切に利用し、厳重に管理します。

2. 従業員に対して

私たちは、個人を尊重し、その成長を支援します。

私たちは、倫理的な行動を促す企業風土を育てます。

私たちは、国籍、人種、性別などによる差別を行いません。

私たちは、安全と健康に配慮した労働環境を保ち、さらに向上させるよう努めます。

私たちは、人権を尊重し、いかなる形であれ強制労働・児童労働は行いません。

私たちは、情報の重要性を認識し、情報セキュリティの確保に努めます。

3. 取引先に対して

私たちは、取引先の決定にあたっては公正な基準と適正な手続により選定します。

私たちは、取引先と契約に基づく対等な関係を保ち、公正かつ自由な取引を行います。

私たちは、取引先と社会的常識の範囲内での節度のある関係を保ちます。

4. 株主(投資家)に対して

私たちは、長期的安定的な成長を通じ企業価値の向上に努めます。

私たちは、財務報告を含む経営情報を適時かつ適正に開示します。

5. 社会・環境に対して

私たちは、企業活動そのものが環境保全活動となるよう努力します。

私たちは、法令と社会的常識に基づいて行動します。

私たちは、官公庁、行政機関などと健全な関係を保ちます。

私たちは、反社会的勢力・団体からの不当な圧力に屈しません。

私たちは、地域社会の安全な生活に配慮し、地域社会と友好な関係を保ちます。

私たちは、事業活動を行うあらゆる地域において、社会貢献活動を積極的に推進します。

【補充原則 2-2-①】

取締役会は、行動指針が広く実践されているか否かについて、適宜又は定期的にレビューを行う。

当社は、行動指針に関する事項を、グループ会社の従業員を対象に毎年実施する社内試験の設問とする他、グループ会社の従業員を対象に実施する意識調査にて、行動指針の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が浸透しているか否かを確認する。

【原則2-3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】

当社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ（持続可能性）を巡る課題について、適切な対応を行うため、CSR担当部署を設置し、環境マネジメントシステムを構築する。

【補充原則2-3-①】

当社は、サステナビリティ（持続可能性）を巡る課題への対応は重要なリスク管理の一部であると認識し、適確に対処するとともに、これらの課題に積極的・能動的に取り組むため、環境マネジメントシステムに基づき、当社を巡る様々な環境問題に係る負荷低減のための目的・目標を定め、これを達成すべく推進するとともに、定期的なレビューを行う。

【原則2-4. 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】

当社は、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得る、との認識に立ち、社内における女性の活躍促進を含む多様性の確保を推進するため、ダイバーシティ推進担当部署を設置し、多様な人財による新しい価値を創造する。

【原則2-5. 内部通報】

当社は、その従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法又は不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、「ヘルプライン制度規程」に基づき社内外に通報窓口を設置し、その運用状況については、必要に応じて経営陣に報告する。

【補充原則2-5-①】

当社は、内部通報に係る体制整備の一環として、社内のみならず経営陣から独立した外部機関へ委託した通報窓口を設置する。

また、「ヘルプライン制度規程」にて、情報提供者の秘匿と不利益取扱の禁止に関して規定する。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、当社が運営している規約型確定給付企業年金に関し、関連法令等に従い年金資産の運用に関する基本方針を定め、経営企画部門、財務経理部門及び総務人事部門の部門長等、適切な資質を持った人材で構成される年金資産運用委員会を設置し、運用コンサルタント等外部の専門機関の分析・助言を参考とし、当社の企業年金の適切な運用及び管理を行う。

また、当社の企業年金の運用受託機関に対するモニタリング機能を発揮するため、専門性を持った人材の計画的な配置に努める。

投資を行っている会社への議決権行使については、運用受託機関に一任することにより、当社と企業年金の受益者との間に生じ得る利益相反についても適切に管理するよう努める。

第3章 適切な情報開示と透明性の確保

【基本原則3】

当社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組む。

取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報(とりわけ非財務情報)が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるように努める。

詳細は以下の原則、補充原則による。

【原則3-1. 情報開示の充実】

当社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うよう努める。

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

コーポレートスローガン及び経営理念並びに経営戦略及び経営計画を、適時開示、決算説明会資料、CSRレポート等に記載し、当社ホームページで公表する。

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

「コーポレートガバナンスガイドライン」を策定し、当社ホームページで公表する。

(iii) 取締役会が経営陣幹部(役付執行役員以上、以下同じ)・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

- ① 取締役の報酬は、同業他社及び同規模の企業と比較の上、当社の業績に見合った水準を設定する。
- ② 取締役の報酬に関する手続きは、株主総会において報酬総額を決議し、個別の取締役の報酬については取締役会において決議する。
- ③ 経営陣幹部の報酬は、取締役会において決議する。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

- ① 取締役候補については、適確かつ迅速な意思決定が行えるよう、適材適所の観点から総合的に検討し、社長執行役員が指名する。
- ② 監査役候補については、財務、会計、法務に関する知見、当社事業全般に関する理解、企業経営に関する多様な視点を有しているか等の観点から総合的に検討し、社長執行役員が指名する。
- ③ 経営陣幹部については、適確かつ迅速な意思決定が行えるよう、適材適所の観点から総合的に検討し、取締役会において選解任する。

(v) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

株主総会招集通知等に当該内容を記載する。

【補充原則3-1-①】

原則3-1の情報の開示に当たって、取締役会は、ひな型的な記述や具体性を欠く記述を避け、利用者にとって付加価値の高い記載となるように努める。

【補充原則3-1-②】

当社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、当社ホームページにて経営理念を含む企業概要、企業IR情報、CSRへの取り組みを英文で公表する。

英文の企業IR情報のうち、アニュアルレポートは年1回、ファクトブックは半期決算ごと、受注状況は毎月、更新する。

その他、株主総会招集通知等についても、合理的な範囲において、英文での情報の開示・提供を進める。

【原則3-2. 外部会計監査人】

外部会計監査人及び当社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行う。

【補充原則3-2-①】

監査役会は、下記の対応を行う。

- (i) 外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定
- (ii) 外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認

【補充原則3-2-②】

取締役会及び監査役会は、下記の対応を行うよう努める。

- (i) 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保
- (ii) 外部会計監査人から経営陣幹部等へのアクセス(面談等)の確保
- (iii) 外部会計監査人と監査役、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保
- (iv) 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立

第4章 取締役会等の責務

【基本原則4】

取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、

- (1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
- (2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
- (3) 独立した客観的な立場から、経営陣(執行役員を含む)・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと

をはじめとする役割・責務を適切に果たすよう努める。

詳細は以下の原則、補充原則による。

【原則4-1. 取締役会の役割・責務(1)】

取締役会は、「経営計画策定・管理規程」に基づき、当社グループの向かうべき方向性を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行う。

また、重要な業務執行の決定を行う場合には、上記の戦略的な方向付けを踏まえる。

【補充原則4-1-①】

取締役会は、取締役会自身として判断・決定する範囲及び経営陣に対する委任の範囲を明確に定める。その概要は以下による。

- ・法令、定款、「取締役会規程」及び「職務権限規程」にて定められた重要な事項については、取締役会が意思決定を行う。
- ・取締役会にて決議される事項以外の重要な事項については、取締役及び経営陣幹部により構成される経営執行委員会が意思決定を行う。
- ・その他の日常業務については、「職務権限規程」に基づき、各経営陣が意思決定を行う。

【補充原則4-1-②】

取締役会・経営陣幹部は、中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を行う。仮に、中期経営計画が目標未達に終わった場合には、その原因や自社が行った対応の内容を十分に分析し、株主に説明を行うとともに、その分析を次期以降の計画に反映させる。

【補充原則4-1-③】

取締役会は、会社の目指すところ(コーポレートスローガン等)や具体的な経営戦略を踏まえ、社長執行役員等の後継者の計画(プランニング)の策定・運用に主体的に関与するとともに、後継者候補の育成が十分な時間と資源をかけて計画的に行われていくよう、適切に監督を行う。

【原則4-2. 取締役会の役割・責務(2)】

取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、経営陣からの健全な企業家精神に基づく提案を歓迎しつつ、説明責任の確保に向けて、そうした提案について独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、経営陣幹部の迅速・果断な意思決定を支援するよう努める。

また、経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うよう努める。

【補充原則4-2-①】

取締役会は、経営陣の報酬を持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定するよう努める。

【原則4-3. 取締役会の役割・責務(3)】

取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映するよう努める。

また、取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を「内部統制システム構築の基本方針」に定めて適切に整備する。

更に、取締役会は、経営陣・支配株主等の関連当事者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理する。

【補充原則4-3-①】

取締役会は、経営陣幹部の選任や解任について、職務遂行能力、業績貢献度等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続に従い、適切に実行する。

【補充原則4-3-②】

取締役会は、社長執行役員の選任について、客観性・適時性・透明性ある手続きに従い、十分な時間と資源をかけて、資質を備えた者を選任する。

【補充原則4-3-③】

取締役会は、社長執行役員がその機能を十分に発揮していないと認められる場合に、社長執行役員を解任するための客観性・適時性・透明性ある手続きを確立する。

【補充原則4-3-④】

コンプライアンスや財務報告に係る内部統制や先を見越したリスク管理体制の整備は、適切なリスクテイクの裏付けとなり得るものと認識し、取締役会は、「リスク管理規程」に基づき、これらの体

制の適切な構築や、その運用が有効に行われているか否かの監督に重点を置くよう努める。

【原則4-4. 監査役及び監査役会の役割・責務】

監査役及び監査役会は、「監査役監査規程」に基づき、取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使等の役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うよう努める。

また、監査役及び監査役会は、自らに期待される重要な役割・責務には、業務監査・会計監査等の機能を含め、その役割・責務を十分に果たすために、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるように努める。

【補充原則4-4-①】

当社は、「定款」に基づき3名以上の監査役を選任し、監査役会を設置する。

また、その半数以上を社外監査役とするとともに、監査役会の決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。

当社は、その役割・責務を十分に果たすとの観点から、社外監査役に由来する強固な独立性と、常勤監査役が保有する高度な情報収集力とを有機的に組み合わせて実効性を高めるよう努める。

また、監査役又は監査役会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保するよう努める。

【原則4-5. 取締役・監査役等の受託者責任】

取締役・監査役及び経営陣は、それぞれの株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動するよう努める。

【原則4-6. 経営の監督と執行】

当社は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保すべく、業務の執行には携わらない、業務の執行と一定の距離を置く独立社外取締役を選任し、活用する。

【原則4-7. 独立社外取締役の役割・責務】

当社は、独立社外取締役には、特に以下の役割・責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、その有効な活用を図るよう努める。

- (i) 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと
- (ii) 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
- (iii) 会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること
- (iv) 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たせる資質を十分に備えた独立社外取締役を2名以上選任する。

【補充原則4-8-①】

独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、独立社外者を主な構成員とする会合を必要に応じて開催する等、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図る。

【補充原則4-8-②】

独立社外取締役は、相互に連携して、経営陣との連絡・調整や監査役又は監査役会との連携に係る体制整備を図る。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

取締役会は、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置き、東京証券取引所の定める「上場管理等に関するガイドライン」に準拠して独立性を判断する。

また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努める。

【原則4-10. 任意の仕組みの活用】

当社は、会社法が定める会社の機関設計のうち、会社の特性に応じて最も適切な形態として監査役会設置会社を採用するが、必要に応じてその他の任意の仕組みを活用することにより、統治機能の更なる充実を図る。

【補充原則4-10-①.】

当社は、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討にあたっては、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、独立社外取締役の適切な関与・助言を得るよう努める。

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、ジェンダーや国際性の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成する。

また、監査役には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者を選任し、財務・会計に関する十分な知見を有している者を1名以上選任する。

取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うこと等により、その機能の向上を図る。

【補充原則4-11-①】

取締役会は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を考慮し、経営、財

務、営業、設計・建設、商品開発等の各分野において専門的知識と豊富な経験を有した者から取締役候補者を選任する。

また、取締役会の規模については、定款の定めによる。

【補充原則4-11-②】

社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるよう努める。

取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめることとし、定時株主総会招集通知等でその兼任状況を開示する。

【補充原則4-11-③】

取締役会は、毎年、取締役会全体の実効性についての分析・評価を行い、その結果の概要をコーポレートガバナンス報告書に開示する。

【原則4-12. 取締役会における審議の活性化】

取締役会は、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努める。

【補充原則4-12-①】

取締役会は、会議運営に関する下記の取扱いを確保しつつ、その審議の活性化を図る。

- (i) 取締役会の資料が、会日に十分に先立って配布されるようにすること
- (ii) 取締役会の資料以外にも、必要に応じ、会社から取締役に対して十分な情報が(適切な場合には、要点を把握しやすいように整理・分析された形で)提供されるようにすること
- (iii) 年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項について決定しておくこと
- (iv) 審議項目数や開催頻度を適切に設定すること
- (v) 審議時間を十分に確保すること

【原則4-13. 情報入手と支援体制】

取締役・監査役は、その役割・責務を実効的に果たすために、能動的に情報を入手し、必要に応じ、会社に対して追加の情報提供を求める。

また、当社は、人員面を含む取締役・監査役の支援体制を整え、取締役会・監査役会は、各取締役・監査役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかを確認する。

【補充原則4-13-①】

社外取締役を含む取締役は、透明・公正かつ迅速・果敢な会社の意思決定に資するとの観点から、必要と考える場合には、会社に対して追加の情報提供を求める。

また、社外監査役を含む監査役は、法令に基づく調査権限を行使することを含め、適切に情報入手を行うよう努める。

【補充原則4-13-②】

取締役・監査役は、必要と考える場合には、会社の費用において外部の専門家の助言を得る。

【補充原則4-13-③】

当社は、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保する。

また、当社は、社外取締役・社外監査役の指示を受けて会社の情報を適確に提供できるよう社内との連絡・調整にあたる者の選任等、社外取締役や社外監査役に必要な情報を適確に提供するための工夫を行うよう努める。

【原則4-14. 取締役・監査役のトレーニング】

新任者をはじめとする取締役・監査役は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努める。

このため、当社は、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行い、取締役会は、こうした対応が適切にとられているか否かを確認する。

【補充原則4-14-①】

当社は、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役には、就任の際に、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、取締役・監査役に求められる役割と責務（法的責任を含む）を十分に理解する機会を与える。

また、就任後においても、必要に応じ、これらを継続的に更新する機会を与える。

【補充原則4-14-②】

当社の取締役・監査役に対するトレーニングの方針は以下による。

- ・社外取締役・社外監査役を含む新任取締役・新任監査役に向けて、当社の事業・財務・組織等に関する新任研修を開催する。
- ・当社の事業に係る法令及びコーポレートガバナンスを含む諸制度等の新設・改定時には、必要に応じてその内容を理解するための勉強会を所管部門が実施し、取締役・監査役に参加を求める。
- ・経営陣幹部として必要とされる高度なリーダーシップと実践力を取得することを目的に、定期的に外部講師を招聘したセミナーを開催し、取締役・監査役にも参加を求める。
- ・上記の他、取締役・監査役個々の役割にとって必要な知識やスキルの継続的な向上を目的とて、適宜、研修等のトレーニング機会の提供・斡旋を行い、それに要する費用の支援を行う。

第5章 株主との対話

【基本原則5】

当社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うよう努める。

経営陣幹部・取締役（社外取締役を含む）は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努める。

詳細は以下の原則、補充原則による。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応するよう努める。

取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示する。

【補充原則5-1-①】

株主との実際の対話（面談）の対応者については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、経営陣幹部又は取締役（社外取締役を含む）が面談に臨むことを基本とする。

【補充原則5-1-②】

当社は株主との建設的な対話を促進するために、以下の方針を定める。

- （i）株主との対話全般について、下記（ii）～（v）に記載する事項を含めて企画管理部門の取締役がその統括を行い、建設的な対話の実現できるような目配りを行う。
- （ii）対話を補助する社内のIR担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等は定期的に会合を行い、それぞれの専門的見地に基づき、連携して株主との対話に必要な資料の作成、運営準備等を支援する。
- （iii）投資家説明会・施設見学会等を実施し、個別面談以外の対話の手段の充実に努める。
- （iv）投資家説明会等において株主の意見・懸念を把握するためのアンケート等を実施し、必要に応じてその結果を経営陣幹部や取締役に対して報告するとともに、適切かつ効果的にフィードバックする。
- （v）対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策を「インサイダー取引防止規程」に定め、IR活動に従事する全ての担当者はこれを遵守する。

【補充原則5-1-③】

当社は、必要に応じ、総務部門において株主名簿上の株主構成を調査する等、自らの株主構造

を把握する。

【原則5－2. 経営戦略や経営計画の策定・公表】

経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主にとって分かりやすい資料や言葉・論理で明確に説明を行うよう努める。

以上